

改正案	現行
<p>（産業廃棄物処理施設）</p> <p>第一条 環境事業団法（以下「法」という。）第十八条第一項第五号の政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号、第十二号又は第十三号の二に掲げる産業廃棄物処理施設（当該産業廃棄物処理施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）であつて、環境事業団（以下「事業団」という。）が設置する産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含む。）に併設されるものとする。</p> <p>（複合施設）</p> <p>第二条 法第十八条第一項第七号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（産業廃棄物処理施設）</p> <p>第一条 環境事業団法（以下「法」という。）第十八条第一項第四号の政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号、第十二号又は第十三号の二に掲げる産業廃棄物処理施設（当該産業廃棄物処理施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）であつて、環境事業団（以下「事業団」という。）が設置する産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含む。）に併設されるものとする。</p> <p>（複合施設）</p> <p>第二条 法第十八条第一項第五号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（貸付けの対象となる施設等）</p> <p>第三条 法第十八条第一項第六号イの政令で定める施設は、次のとおりとする。</p>

一 工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。以下「共同公害防止施設」という。）

二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質のうちオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aのグループ に属する物質又は同議定書附属書Bのグループ に属する物質による産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて、前号に掲げるもの以外のもの

三 総理府令で定める地域に設置される工場又は事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて、前二号に掲げるもの以外のもの

第四条 法第十八条第一項第六号口の覆土事業その他の政令で定める事業は、覆土事業、舗装事業、遮断事業その他土壌の汚染を防止し又は除去する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められるものとする。

2 法第十八条第一項第六号口の遮水事業その他の政令で定める事業は、遮水事業、ばつき処理事業その他地下水の水質の汚濁を防止し又は当該汚濁に係る地下水の水質を浄化する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められるものとする。

(貸付けの対象となる機材)

第三条 法第十八条第一項第八号の政令で定める機材は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて総理府令で定めるものを土壌又は地下水から除去するために必要な排ガス処理装置及び排水処理装置並びにこれらとともに使用されるポンプその他の総理府令で定める機材とする。

(助成の対象となる民間団体の活動)

第四条 法第十八条第一項第十号イ及びロの政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

第五条 法第十八条第一項第十号ハの政令で定める要件は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであることとする。

一・三 (略)

(他の法令の準用)

第五条 法第十八条第一項第六号ハの政令で定める施設は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽のうちし尿と併せて雑排水を処理するものとする。

(貸付けの対象となる機材)

第五条の二 法第十八条第一項第六号の二の政令で定める機材は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて総理府令で定めるものを土壌又は地下水から除去するために必要な排ガス処理装置及び排水処理装置並びにこれらとともに使用されるポンプその他の総理府令で定める機材とする。

(助成の対象となる民間団体の活動)

第六条 法第十八条第一項第八号イ及びロの政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

第七条 法第十八条第一項第八号ハの政令で定める要件は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであることとする。

一・三 (略)

(他の法令の準用)

<p>第六條 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第八條 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第七條 勅令及び政令以外の命令であつて総理府令で定めるものについては、総理府令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。</p> <p>附則</p> <p>1～8 (略)</p>	<p>第九條 勅令及び政令以外の命令であつて総理府令で定めるものについては、総理府令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。</p> <p>附則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(貸付けの対象となる施設の特例)</p> <p>9 第二條の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「事業団が設置するもの」とあるのは、「事業団が設置するもの及び事業団が法附則第十八條に規定する業務として造成する敷地に設置される工場又は事業場に係る共同公害防止施設であつて事業団が設置するもの」とする。</p>

改正案	現行
<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二条の八（略）</p> <p>2 } 20（略）</p> <p>21 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域における当該産業廃棄物の広域のかつ適正な処理を図るために設置される環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第五号に規定する最終処分場又は同号に規定する政令で定める施設</p> <p>四（略）</p> <p>22 } 29（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特 別控除）</p> <p>第三十九条の五（略）</p> <p>2 } 21（略）</p>	<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二条の八（略）</p> <p>2 } 20（略）</p> <p>21 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域における当該産業廃棄物の広域のかつ適正な処理を図るために設置される環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第四号に規定する最終処分場又は同号に規定する政令で定める施設</p> <p>四（略）</p> <p>22 } 29（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特 別控除）</p> <p>第三十九条の五（略）</p> <p>2 } 21（略）</p>

<p>22 23 31 (略)</p>	<p>22 23 31 (略)</p>
<p>22 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域における当該産業廃棄物の広域のかつ適正な処理を図るために設置される環境事業団法第十八条第一項第五号に規定する最終処分場又は同号に規定する政令で定める施設</p> <p>四 (略)</p>	<p>22 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域における当該産業廃棄物の広域のかつ適正な処理を図るために設置される環境事業団法第十八条第一項第四号に規定する最終処分場又は同号に規定する政令で定める施設</p> <p>四 (略)</p>

地方税法施行令（昭和二十五年政令第一百四十五号）（抄）

改正案	現行
<p>（法第七十三条の四第一項第十九号の不動産）</p> <p>第三十七条の五の二 法第七十三条の四第一項第十九号に規定する環境事業団が直接その本来の業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号から第五号まで又は第七号に規定する業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（法第七十三条の四第一項第十九号の不動産）</p> <p>第三十七条の五の二 法第七十三条の四第一項第十九号に規定する環境事業団が直接その本来の業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号から第四号まで又は第五号に規定する業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>（自然保護局の事務） 第七条（略） 一～八（略） 九 環境事業団の監督に關すること（環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第七号及び附則第十九条の業務に關するものに限る。）。 （企画調整課） 第二十三条（略） 一～九（略） 十 環境事業団の監督に關すること（環境事業団法第十八条第一項第七号及び附則第十九条の業務に關するものに限る。）。</p>	<p>（自然保護局の事務） 第七条（略） 一～八（略） 九 環境事業団の監督に關すること（環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第五号及び附則第十九条の業務に關するものに限る。）。 （企画調整課） 第二十三条（略） 一～九（略） 十 環境事業団の監督に關すること（環境事業団法第十八条第一項第五号及び附則第十九条の業務に關するものに限る。）。</p>